

美作改宗一件（下）

—新史料による穢寺制および幕府宗教政策の再検討—

小 椋 孝 士

要 約

天明二年の幕府裁許、いわゆる「美作改宗一件」の評価をめぐる対立は、新史料の発掘によって解決される。筆者の紹介した「備中国諸記」の内容は、幕府裁許が「強制改宗」以外のなものでもないことを、あますところなく明かしている。本稿で紹介する史料「美作国諸記」の内容は、幕府裁許の後、海順と檀家の争論がえんえんとつづいていることを明らかにしている。この事件を、美作の片田舎で発生した局所的な事件と評価することはできない。幕府裁許は、幕府の宗教政策を如実に示すものとなっている。

先行する研究は、肝心の幕府記録を検証できないままなされてきたのが、実情であった。ところが、最近になって、この事件の全容を記録したものが、幕府文書「祠部職掌類聚」の中に、しかも一冊の完全に独立した裁判記録として、発掘された。「天明二寅年内寄合之内 作州皮多大法寺一件」と表題されている。海順の「箱訴」をうけて、幕府は、どのようにこの越訴を把握し、事実認定したのか、克明に記録されている。先行研究者の業績、とくに、その裁許の評価をめぐる混乱は、これによって解決されることとなる。

三 離日争論

住職であることの確認を求める海順の箱訴は、檀家の全

面的な了解の下で行われたものではなかった。そもそも、改宗にはさまざまな段階がある。住職ひとり改宗して、寺院とその檀家は元の宗派を維持するケース、逆に、檀家全員が改宗して、住職ひとり元の宗派を維持する場合、さら

に、住職と檀家の一部が改宗し、残りの檀家が元の宗派を維持するケースなどなど、さまざまである。幕府文書『百箇條調書』をはじめ、幕府記録に、改宗と改派に伴う混乱の記録は多い。その主たる混乱の原因は、住職もさることながら、寺院およびその什物・免租地等、寺院に付属する財産上の帰属をめぐる争論も、関係している。現在のところ、海順の箱訴をめぐる幕府サイドの裁判記録の検証がなされていないので、「何故、海順の提訴に村役人の奥書が得られないのか」については、判決の請書に記録されている文言以外に、その理由を確定できる材料はない。

大法寺の住職海順は、真言宗から一向宗への改宗に賛成、檀家中一カ村の檀家は改宗賛成、六カ村の檀家は改宗反対という状況の中で、檀家のリーダー格とみなされる、大法寺のある村の村役人達は改宗反対を表明している。海順と村役人の関係は、判決の請書を参照するかぎり、明瞭である。そもそも「何故、海順は真言宗から一向宗へ改宗しようとしたのか」、そのことが、請書の文言だけでは判然としないまま、村役人をはじめ改宗反対派と海順の対立は、結果として、海順による「箱訴」となり、この越訴は無視あるいは却下されるどころか、隣国備中・備前はおろか、播磨・但馬・丹波と岡山三国をこえて兵庫県全域へと拡大し、老中・寺社奉行・勘定奉行の三者による処理を経て、

勘定奉行配下大坂代官管轄となる。「最終的には何宗であろうとかまわさない、大法寺の住職であることを確認してほしい」という原告の迷惑や訴訟意図をはるかに超える、文字通り、全国規模の訴訟事件となった。

資料Eは、天明二年の判決「被差別部落民衆のみを檀家とする真言宗寺院は、寺院・檀家ともに、一向宗へ改宗せよ」から、すでに一七年が経過している寛政一〇年、大法寺の住職海順と村人の対立を物語っている。海順への科刑は「押込」とあることから、寛政一〇年の時点では、村役人や村人から、追放同然の「欠落者」として、住職としての立場を奪われていた海順は、「箱訴」の目的を達し、大法寺の住職に復帰していることが確認される。しかし、大法寺の檀家、内藤山城守領民西〇〇村の孫市郎以下五名・同領民〇〇下村松之介、大久保加賀守領民〇〇南村亀之助以下七名・同領民〇〇北村清兵衛以下四名、三浦志摩守領民〇〇村伊八、以上一八名(あるいは一八軒)の者が、住職海順の「宗判をうけない」事態となつていことが、判明する。「一向宗へは改宗したものの、海順の宗判をうけない」事態とは、一体何なのか、『美作国諸記』記載内容の検証が欠かせない。

明和二年、海順の寺大法寺に、玉林の来たことが争論の発端となった。そのことは、請書の文言から、明らかであ

資料E

一筆致啓上候 残暑之節に御座候処 弥御□□□と被成御勤
 役弥□御□御座候 然者御領内ニ罷在候皮多別紙名前之もの
 共從來美作国久米北條郡○○村皮多大法寺門徒有之候処 去
 ル巳十月 右名前之門徒共寺且不和之訳柄を以て本山直門徒
 相成度段願出候共 寺法において篤と相志らへ不申候間ハ
 いつ連共難申付筋ニ付 右大法寺今日上京候上 双方糺し相
 濟候迄之処 同国眞嶋郡○○村宝福寺ニ預ケ申付置候処 今
 度大法寺令上京候ニ付 双方召出吟味可申義ニ御座候間御□
 者用中乍御面倒右名前之もの共上京可仕旨被仰付可被下候
 右御願可得御意 如此御座候 恐惶謹言

七月八日

実相寺
廣泉寺

内藤山城守様
御役人衆中

右同文言ニ而
大久保加賀守様
御役人衆中
右同文言ニ而

三浦志摩守様
御役人衆中

内藤山城守殿領 美作国久米北條南郡西○○村皮多

同国同郡

○○下村

孫市郎
三治郎
市太郎
熊治郎
善吉

大久保加賀守殿領美作国久米北條郡

○○南村皮多

松之介
龜之助
次郎吉

同国同郡

○○北村皮多

松右衛門
松太郎
乙兵衛
庄八
庄吉

三浦志摩守殿領 美作国眞嶋郡

○村皮多

清兵衛
新四郎
利八
長松
伊八

る。しかし、海順の奔走、つまり、真言宗・妻帯寺という寺法上の矛盾を解決しようとする努力は、高野山や京都の真言宗寺院がこれを受け入れないことから、徒勞に終わる。美作国の大勢は、東本願寺下金福寺末として穢寺制の枠組みに、被差別部落寺院およびその檀家は組み込まれていないにもかかわらず、海順のたどりついた本寺は高野山や京都の真言宗寺院でも、玉林のいる東本願寺下金福寺でもなく、西本願寺下本照寺であった。海順が、「本寺を本照寺とする」了承の得られたのが、明和六年であるから、玉林の来訪からすでに五年が経過している。

「本山の直門徒となりたい」という意味が、釈然としない。このことを、「海順の宗判をうけたくない」と読みかえると、檀家対海順の対立という構図が推測されることから、かなり明瞭となる。一八軒の檀家が海順の宗判を受けたくないの、「本山の直門徒となりたい」という訴えは、本山中一応受理され、争論の当事者として、京都まで呼び出され、役寺実相寺・廣泉寺の審理を経ている。結果は、「皮多大法寺へ在来の通り帰旦申付候」とあり、本山への訴えは却下された。争論の続いている間、これら一八軒の門徒達は、眞嶋郡の宝福寺へ仮預けされていた。「去ル巳年」とは寛政九年、一七九七年のことである。判決が出されたのが天明二年、一七八二年のことであるから、判決か

ら一六年の歳月を経て、なお住職対檀家の争論は続き、ついに「海順の宗判をうけたくない」気持ちだが、このような本山による裁決となったものと考えられる。

平成七年、筆者は、その昔この村にいたとされる、美作国五四力村の皮多をたばねていた惣頭の墓を訪れた折、墓の所在を尋ねた村人も、惣頭家の子孫とされている方も、「海順」という二〇〇年以上も昔の僧侶のことをハッキリと記憶し、即座に、その名前が口をついて出たことを、あの種の驚きとともに記憶している³。田沼時代の訴訟事件が、平成の世まで尾をひいているという、そのような印象であった。では、幕府はどのようにこの事件を把握し処理したのか、幕府文書の検討に入ろう。

四 幕府文書

いわゆる「美作改宗一件」に関する記録は、『百箇條調書』¹によって、確認できる。そこには、八七文字の記述があり、海順の箱訴が、老中・寺社奉行・勘定奉行の三者による審議を経て、勘定奉行配下大坂代官管轄となったことは確認できるものの、事件の内容はおろかその顛末を知ることはいかならない。判決の請書以外に、幕府による事実認定、判決にいたる経緯、判断基準となる法源および先例検証、

科刑の基準など、幕府サイドの判断なり政策を確認できる材料は何もなかった。従って、先行する研究のすべてが、いわゆる事件の周辺史料に依拠してなされてきたのが、実情であった。

ところが、写本ではあるものの、完全な形で、「美作改宗一件」に関する、幕府の裁判記録が、発見された。寺社奉行から老中へと栄進する名門譜代大名、青山藩の所蔵史料のなかに、完全に独立した一冊の記録として、「美作改宗一件」記録が存在したのである。知られているように、寺社奉行職は、勘定奉行なり江戸町奉行なりという奉行職の極官であり、栄進する幕府官僚の頂点に位置している、と同時に、奏者番大名の中から寺社奉行になる者は、大坂城代なり若年寄へ、さらには老中へと栄進する。そのこともあって、寺社奉行の記録は、幕府のシステムとして蓄積されることはなく、寺社奉行が仕切る幕府最高司法機関評定所の記録も、寺社奉行ではなく、勘定奉行所で保管・管理されていた。栄進を考えるか否かにかかわらず、寺社奉行の重責をまっとうしようとするれば、幕府記録を涉猟しなければならず、判断の基準となる先例は、筆写したり要点を整理した冊子などを作成したりして、裁判の実務に精通することを心がけたであろうことは、今日の実務家なり専門家の精進と同じであったと考えられる。そのような記録

として位置づけられる写本が、『祠部職掌類聚』と俗称されている史料の一群であり、篠山市青山家の所蔵史料の中から発見された。「美作改宗一件」記録は、その第一一五番の整理番号で示される、複数の裁判記録を通例とする記録と異なり、それだけで完全に独立している、一冊の写本である。

研究者の見解が分かれている、「美作改宗一件」の裁許の評価を巡る論争⁶も、この史料によって、解決する。資料Gは、海順の箱訴にはじまる長い裁判の結末、つまり判決言い渡しを終了した、大坂代官万年七郎右衛門より幕府勘定奉行桑原伊予守を経て、老中松平周防守へ報告された時点で完結する、事件の経過を記した、幕府記録の最後の部分である。

1 海順の村

美作の村むらの記録は、『東作誌』『西作誌』⁷として、元禄期に整理されたものが参考となる。それによれば、海順の村は、寛永二年（一六二五年）、それまでの村が三分割されて、独立した穢多村となった。元禄期の家数は六二軒とあることから、ほぼ百年の間に、一二軒、つまり二〇％程度の人口増加ということになる。問題となる信仰の状況は、真言宗大法寺檀家五七軒、真言宗宝福寺檀家一七軒、

資料F

百九十三番

天明二寅年内寄合留之内

作州皮多大法寺一件

存命二候得者

過料二貫文

過料三貫文

年寄 伊右衛門

百姓代 弥四郎

資料G

卯正月十九日

周防守殿江御直伊予守上ル

作州〇〇〇村皮多大法寺御箱訴
一件申渡相濟候儀申上候 書付

御届

桑原伊予守

元平岡彦兵衛当分御預ケ所 当時石原清左衛門御代官
所 作州久米北條郡久米川南村之内

〇〇〇村皮多大法寺

三十日押込

海順

海順耳不通二付差添罷出候同人兄同村皮多 喜平治

御箱訴状ニ認候名前之もの共 同村皮多 元庄屋

過料五貫文

四郎右衛門

中略部分

大宝寺	宥仙	眞光坊	行宣
常福寺	知心	宝福寺	栄順
増福寺	行春	大田坊	恵正
金龍寺	嘉順	本教寺	永順
教福寺	泰龍	教本寺	了意
九右衛門			

皮多寺之儀慶長年中東本願寺江被下置候由之儀者難相知候
共作州〇〇〇村金龍寺外三ヶ寺ハ東本願寺塔頭金福寺下寺と
唱一向宗二候間 大法寺大宝寺ハ勿論一件寺院之内 是迄
眞言宗と相見候とも眞言宗ニ皮多寺ハ無之由二候上ハ寺院
並且方之皮多共ハ一向宗ニ相成寺院ハ東西本願寺塔頭金福
寺下寺ニ可相成旨裁許致し 且 作州〇〇〇村九右衛門儀
道場元と唱候而者新寺ニ紛敷候間一向宗皮多寺之旦那二可
成旨 又裁許し其旨東西本願寺役僧江も申渡候

右御書付之通 去寅十二月廿七被於彼地申渡相濟候由

万年七郎右衛門申聞候依之申上候

以上

卯 正月

浄土真宗東本願寺派教福寺檀家一軒となっている（資料H）。

判決後の寺旦争論、大法寺住職海順対檀家の対立は、本山での審理の間、一八軒の檀家が眞嶋郡の宝福寺へ仮預けされた経緯が資料Eで確認されたが、「何故宝福寺なのか」という疑問は、資料Hによつて、氷解する。もちろん、仮預けされたのは真言宗ではなく、改宗後の浄土真宗西本願寺派宝福寺である。しかし、両寺の浅からぬ関係は、歴史的なものであり、史料の文言は簡潔ではあるものの、幕府がそのことを承知していることを明かしている。事件の発端となった玉林は、どういう経緯でこの村に来たのか、幕府はそのことも、本人への尋問をするまでもなく、明瞭に承知している。

2 玉林の来訪

物見遊山で美作国にきたわけではない。美作国東部の被差別部落の大半は、東本願寺サイドの勢力下に入っている。しかし、美作の中央部津山城下には、西本願寺派の名刹妙願寺があり、この寺は、美作国における西派の触頭寺でもある。美作西部への教勢拡大は、東西両派の緊急の課題でもある。被差別部落の信仰は、美作国の大勢にならない、真言宗である。しかし、そこには、寺法上の大問題があった。

「真言宗・妻帯」という現実には、女犯を犯罪とする宗法に違反し、同時に国法違反ともなる。「妻帯・一向宗」には何の問題もないものの、真言宗に「妻帯」はない。美作国に来訪した玉林の目的はハッキリしている。西派にとりこまれない間に、美作西部の被差別部落民衆への教化を強め、東派の勢力拡大へのターゲットとして、大法寺とその檀家は、かつこうの条件を備えていた。大法寺を相続することとなった住職は一一歳、寺務の一切は檀家総代なり村役人が仕切っている。その上、ここには都合のよいことに、東本願寺下金福寺末教福寺の檀家利右衛門がいる。利右衛門↓教福寺↓金福寺↓東本願寺というラインで、必要な情報の収集がなされていたことも、容易に推測できることである。

玉林が美作に来訪し、その影響から、住職海順が改宗を企てたことがこの発端ではなく、すでに、玉林が村に滞在している間に、「真言宗から一向宗へ」改宗する者が現れている。

- 村玉林止宿中大法寺旦家之もの共江改宗申勸○
- 村利右衛門善四郎四郎兵衛市郎右衛門又四郎七郎右衛門新三郎孫七郎右八人者一向宗帰依二成⁹

玉林が滞在したわずか八日間に、八人の者が一向宗へ改宗

資料H

此儀四郎右衛門伊右衛門孫四郎吟味仕候処 ○○○村高式
百七拾石之一村不残皮多二而

此皮多ハ穢多之儀ニ御座候 (朱書)

皮多之内庄屋年寄百姓代有之前々より取次庄屋等相頼候儀無
之御年貢割付皆済目録も皮多村役人江相渡御年貢役所江直納
いたし御廻米も外村ニ御廻米を積合諸事役所之取扱格別之儀
者無之家数七拾五軒之内拾七軒ハ同国眞嶋郡○○村眞言宗皮
多宝福寺旦家 老軒ハ同国勝北郡○○村一向宗皮多教福寺
旦家ニ而 其外之もの共眞言宗大法寺旦家ニ御座候

資料I-1

然処京都東本願寺塔頭金福寺役僧玉林○○○村江參大法寺
之儀眞言宗ニ相録来候儀可有之候得共皮多寺之事ハ慶長年中
東本願寺江從

公儀被下置候宗牀之儀ニ候得者皮多寺眞言宗之分者不残一向
宗為致改宗本願寺江致附屬下寺ニ相成候積り

此儀豊前守方二而東本願寺輪番江相尋候処 皮多寺之事慶
長年中本願寺江被下候儀旧記ニ相見不申由申之 申口符合不
仕候得共今般寺伺候裁許之趣ニ而者強而取用ニ難相成儀ニ御

座候間玉林を相糺不申候

資料I-2

此利右衛門久右衛門吟味仕候処久右衛門ハ教福寺旦家ニ而
久右衛門方江玉林罷越候得共大病ニ而宿難相成本家利右衛門
江相頼日数八日利右衛門方ニ玉林止宿いたし右止宿中朝夕等
之入用ハ兩人より差出外江割合不申候由申之候

資料J

松平越御守領分
作州西西條郡○○○村

皮多 九右衛門

寅五拾老歲

右之もの吟味仕候処同国津山城下西本願寺末一向宗妙願寺
塔頭養元寺旦家ニ候処 祖父九右衛門節年曆不相知凡六七拾
年以前養元寺無住ニ成同寺旦家分妙願寺預り旦那ニ相成候処
皮多者九右衛門一人ニ付同寺より領主役所江相願夫より以来
道場元と唱家内死滅之もの有之候節者教本寺を相頼取置候得
共同寺旦那ニハ無之

している。大法寺の檀家は一七カ村に散在するが、寺のある村の檀家は五七軒、その中で八軒が離且することになったのだから、玉林の来訪したその時点で、すでに混乱と動揺がはじまっている。先行する研究の「住職海順による改宗への働きかけをもって、混乱の発端」としている誤りを、訂正できることとなる。時間的な経過でいうと、明和六年ではなく、明和二年、一七六五年、海順が一四歳の時に、玉林の説法に影響され、八人の者が改宗に応じ、これらの者が「真言宗大法寺海順の宗判をうけない」事態となり、いわゆる「美作改宗一件」事件の幕があがったことになる。

3 人別不正と家族関係

判決の請書によれば、「海順の母まつ・姉かちを村人清兵衛の人別に入れている」とあり、村役人による人別不正を海順は指摘している。しかしながら「なぜ清兵衛の家族とされているのか」については、これまでの段階では、何もわかっていなかった。

此まつ吟味仕候処 作州久米南條郡〇〇村皮多久右衛門娘二而〇〇〇村皮多先清兵衛女房二成当清兵衛喜平治佐四郎出生いたし三拾九ヶ年以來亥年夫清兵衛相果候後大法寺先住貴法妻と相成候様申聞妻帯寺之儀故翌年子年

より貴法妻二成かち海順栄順出生いたし一同寺内二罷在候

先代清兵衛の妻として、当代の清兵衛、喜平治、佐四郎の三人を産んだまつは、夫の死後、再婚して、大法寺先住貴法の妻となり、かち、海順、栄順の三人を産んだ。幕府文書（資料G）の記録に、「海順耳不通二付差添罷出候、同人兄、同村皮多、喜平治」とあることの意味を含めて、かち・まつ兩人の人別が「なぜ清兵衛人別なのか」の疑問が氷解することとなる。

幕府の事実認定はさらに続けて、大法寺が「子孫譲りの寺」であることも、調査している。海順↓貴法↓清性と逆のぼる住職三代は、いずれも親子関係による相続が続いている。大法寺は、幕府の調査の段階で、寺院関係者や村役人のおのおのが「肉食・妻帯寺ではない」と申し述べるにもかかわらず、その真実の姿が露見し、「真言宗の名目をもつものの、子孫譲りの寺」であると認定される。「真言宗・妻帯寺」は、寺法上存在しない。真言宗の僧侶は清僧であり、真言宗の寺に、「妻帯寺」は存在しないのである。玉林の指摘もそのことに集中しており、一四歳の住職海順には、玉林の指摘に反論できる材料がまったくない。これが、大坂の話であれば、「真言宗・妻帯寺」なるものはゴロゴロ存在し、何の違和感もない。というのも、そもそも

これらの地域では、信仰の結果寺院ができたわけで、元来、正規に修行した僧侶によって維持される寺院というよりは、寺座という、中世以来の宮座成立と同じ経緯に類する、組織によって自主的に運営される過程で、寺院が成立してくるのである。従って、寺にいる僧侶は、座中から選出される者もあり、彼等には妻や家族がいるのに、それこそ何の不思議もない。寺法上存在しないとはいってみても、現実には、つまり国法上では、その存在は「事実」なのである。

4 本願寺と被差別部落

『本願寺通記』には、海順の箱訴を処理する最終段階で、幕府社奉行牧野豊前守よりの問い合わせに対する、西本願寺サイドの回答が、明記されている。「穢多村、右之者何レ之御役所より当宗門二御取計御さ候共、本山ニおいて問構之儀、曾而無御座候」とあり、先行する研究では、東本願寺サイドへも同様の問い合わせがあったであろうことは想定されながらも、その確証のないまま議論が展開されてきた。日付は天明二年五月八日とあり、判決のであるのと同様である。このような事前問い合わせは、同じ天明二年に発生した、あからさまな差別判決となっている、いわ

ゆる大坂泉州の「千原騒動」の場合でも、判決への最終段階で幕府よりの問い合わせ¹³がなされており、幕府裁判実務の実態とも、符合するものである。では、東本願寺サイドの回答は如何。

皮多寺支配之儀東本願寺輪番江相尋候処皮多寺之分支配申付候共差支候儀無之旨申之候

文言に相違はあるものの、その主旨において、「皮多寺支配は東本願寺においては差し支えない」と明言しており、日付の記載がないものの、担当寺社奉行が牧野豊前守であることも同じであり、東西本願寺が、同様の回答をしていることを確認できる。

先行する研究のいずれもが、海順は東西本願寺の教勢拡大のターゲットとされたことを明確には指摘していない。しかし筆者は、平成八年の学会発表以来、一貫してこのことを指摘している。比較法制史学会、日本教育学会、日本法制史研究会と続いた発表の内容および仮説を確認する、幕府文書の記述は明快そのものである。

前書先年一旦一向宗ニ改宗いたし度旨申之候八人之内……大宝寺を大法寺之本寺杯と申儀紛敷候間海順供々改宗いたし他の本寺を相願度旨申たて忠右衛門より久世役所江右之趣申立候二付 久世役所江村役人共呼出之上本照寺使僧之由二而不退二と申もの罷越改宗之儀役所江申

立候得共取上無之旨申渡有之⁽¹⁵⁾

安達の仮説⁽¹⁵⁾、つまり、幕府による「海順箱訴」受理の背後に本照寺サイドの積極的な働きかけを推測することは、大筋で間違っていないということである。一四歳の住職は、あまりにも明白な矛盾の指摘、つまり、真言宗かつ妻帯寺ということに当惑し、その解決に奔走した結果が、東本願寺サイドの思惑とは異なり、海順の寺大法寺は西本願寺末となる、という結果となったのである。海順に同道して大坂から美作国の片田舎までやって来た本照寺の僧は、一体何の目的で幕府の久世代官所へ出頭したのか。海順およびその影響下にある海順の家族をはじめ八人の者を、西本願寺門徒とすることである。僧侶とその檀家が改宗すれば、門徒が増えるばかりか、寺院もソックリ西本願寺の支配下に入るわけで、その副次的な効果は、信者増の比ではない。しかし、ことはすんなりとはいかなかった。庄屋の四郎右衛門をはじめ村役人は改宗そのものに反対であり、五七軒の檀家中四九軒は、村役人と同意見である。信者の獲得には成功するかにみえた西本願寺サイドとしても、寺院までも手にいれることとはならず、その上、幕府代官所も、西本願寺サイドの思惑通りには反応してくれない。いずれにしても、一四歳の住職をはさんで、東西本願寺の思惑が渦巻いている。

大法寺およびその檀家を獲得しようとする西本願寺サイドは、実はそのことを企てる前に、被差別部落民衆を信者として獲得することに、手痛いミスを犯していた。判決の請書に「九右衛門道場」とあるのが、それである。津山松平藩城下町の中心に、西派の名刹妙願寺というのがある。妙願寺には、津山森藩祖忠政の母の墓がある⁽¹⁶⁾。この人物は、石山合戦終結へむけた努力をした女性として知られており、本願寺の存亡そのものに深くかかわった功労者である。西派としては、単なる門徒の信仰道場として扱えない寺院である。この寺の塔頭寺に養元寺があるが、海順の箱訴事件当時は無住で、その檀家は本寺である妙願寺の仮旦那となっていた。妙願寺は、皮多身分の九右衛門を仮旦那から排除し、そのことを松平藩も追認していた。そこで、浄土真宗の信仰を維持するために、檀家一軒の道場として「九右衛門道場」が誕生したといういきさつがあった。あからさまな差別政策を実行しておいて、その裏で、被差別民衆を門徒として受け入れる積極的な働きかけをするという、矛盾にみちた説明のつきにくい現実を、垣間見る思いである(資料J)。

幕府文書『祠部職掌類聚』によれば、海順の箱訴をうけて、幕府が、綿密な調査を全国規模で行っていることは一目瞭然である。上の「九右衛門道場」の実態把握はその一

端に過ぎない。

むすびにかえて

新史料『祠部職掌類聚』によって、いわゆる「美作改宗一件」の全容が明らかとなった。本稿の目的である「美作改宗一件は、強制改宗か否かの論争に終止符をうつこと」には、その所期の目的を達したものと考えられる。そのために、筆者のエネルギーは、裁判そのもの、つまり純司法的な側面に焦点をあてて、「海順箱訴」のもつ、司法上の取り扱いに費やされた。「箱訴」は越訴であること、「越訴」の訴状は破棄が原則であり、焼却処分・返却処分されること、「被差別部落民」による箱訴の記録が幕府文書に皆無であること、従って、海順の箱訴は幕府最高司法機関評定所を仕切る寺社奉行の内寄合でその扱いが決定されるという、極めて「特異」なケースであること、あわせて判決の実施状況が、これまた極めて「特異」であること、つまり、判決が出されたにもかかわらず、判決が「遵守されていない」こと、しかも、判決を遵守していない地域が、幕府領・大名領を問わず、広範囲にわたること、さらに判決の不徹底は三〇年間というとてもなく長期にわたっていることなどなど、法制史的手法によって、どうしても看過す

ることのできない側面を中心に叙述した。

純司法的な側面を重視した検討の上に、新発掘の史料『祠部職掌類聚』の記述内容を重ねると、事件の全容は明瞭に見えることとなった。事件の発端となった東本願寺下金福寺の僧玉林は尋問されていない。玉林の大法寺少年僧海順に対する発言の真意を問いただすまでもなく、幕府は、政策として「被差別部落政策」をもっており、その政策を敷衍したにすぎない。しかし、ことが人間存在の根幹にかかわる「信仰」の問題に介入したために、逆に、抜き差しにならない状況に、権力は追いこまれたのである。大法寺で宗判をめぐる混乱がえんえんと続いていることを明かす『美作国諸記』の記述、改宗命令の出た一向宗での宗判が三〇年間も徹底できない混乱を明かす『備中国諸記』の記述、さらに、それらを踏まえた上での西本願寺自らの『本願寺通記』の記述内容、および『撰津国諸記』の記述内容を重ねると「美作改宗一件」は、「強制改宗」以外の何もでもない。その論証を最終確認できるのが、この度の幕府文書『祠部職掌類聚』の記述である。この裁判記録は、まず、判決文を記録した直後に、「御箱訴之趣」と朱書した表題がかかげられ、克明な事実調べが多岐にわたって行われたこと、およびその詳細な記録が続いている。必要に応じて、関係者への尋問に対する幕府サイドのコメントお

よび事実認定を朱書して記録してあり、記録の体裁といい内容の整理といい、その上、字体も整っており、典型的な幕府文書である。

注

(1) 『百箇條調書』第一卷一八八頁、二二六頁、二二〇頁、

二三五頁、三五二頁、第三卷八五五頁、第四卷二三四頁、

一四一五頁、一四二二頁、一四二七頁、一四九二頁、一四

九七頁、第五卷一七九五頁、一八〇三頁、一八一〇頁、一

八一四頁、一八三四頁、一八三九頁、第七卷二二二〇頁、

二二一五頁、二六五八頁、第八卷一七二〇頁

(2) 『兵庫同和教育関係史料集第一卷』六四二頁以下

(3) 現地調査に入った岡山県の関係者からも、同様の指摘を

うけ、天明期の事件の根の深さを実感させられた。

(4) 『百箇條調書』第一卷三五二頁

(5) 『祠部職掌類聚』とは、幕府寺社奉行青山忠裕（或はその子忠良）のもとで筆写された幕府記録である。参照『祠

部職掌類聚・祠部職掌雜纂』（藩法研究会、丹波篠山班、

橋本久・牧田勲・山田勉 大阪経済法科大学論集第四三

四四号一九九九年三月七月）『祠部職掌類聚』について

は、一昨年ようやく目録が整理され、昨年一〇月一日、法

制史学会（於関西大学）で、橋本・牧田・山田三氏による

概要紹介がなされた段階にあり、その全容解明は今後の課

題である。なお、筆者による幕府文書『祠部職掌類聚』中

の『天明二寅年内寄合留之内 作州皮多大法寺一件』に関

する詳細な史料紹介が、『ひょうご部落解放』九八号（紀

要）の特集「兵庫における部落史の研究」（その三）、に掲

載されることとなっている。《幕府文書『祠部職掌類聚』

によって明らかとなった「美作改宗一件」の全容》

(6) 参照、拙稿「美作改宗一件（上）」

(7) 『新訂作陽誌二』（山陽新報社、大正三年）一五一、一

五二頁

(8) 『祠部職掌類聚』には、美作国東北條郡の教本寺、同国

勝北郡の教福寺、同国英田郡の本教寺、同国吉野郡の金龍

寺に関する、東本願寺中本山金福寺との関係を詳述する記

述がある。

(9) 前掲史料によれば、当初の転宗者は、利右衛門、善四郎、

四郎兵衛、市郎右衛門、又四郎、七郎右衛門、新三郎、孫

七郎の八人であったが、その後、変心や死亡・相続・婿入

り等で出入りがあり、最終的には、利右衛門、善四郎、四

郎兵衛、市郎右衛門の四人に変動はなく、きく（孫七郎の

娘）、清兵衛・喜平治・佐四郎（この三人はいずれも同腹

で海順の兄）の合計八人となる。

(10) 前掲史料。

(11) 無本寺のこと。例えば、寺座の運営になる寺院、西鶴本

にも登場する「水間寺」は、その典型であり、平成の現在でも、寺僧は座中から入る、しきたりが続いている。

(12) 『本願寺通記』四九九頁

(13) いわゆる「千原騒動」の判決に先立って、穢多頭による刑罰執行の有無およびその内容照会がなされている。その詳細は、『百箇條調書』第七卷二四〇七―二四一八頁。

(14) 『祠部職掌類聚』には、海順が本照寺へはしるキツカケとなつたとされる記述がある。但し、幕府はそのことを問題としてとらえず、調査の対象とはしていないし、関係者への尋問も一切していない。

(15) 安達前掲、「撰州富田本照寺の請込みによって、海順の本照寺の末寺にしてほしいという箱訴がとりあげられた」

とある。二八〇頁

(16) 森藩は改易され、その直後、元禄二年、一六九八年、結城秀康の子孫が津山へ入封する。森藩の版図がおおむね美作国の領域に相当するものの、結城松平藩は当初一〇万石すぐに削減されて五万石となり、一八一七年、一一代将軍家斉の一四男銀之助(津山松平第八代藩主斉民)を養子に迎えたことから、一〇万石に復帰する。森藩改易後は、美作の領有関係は複雑で、親藩松平氏がその中心をなすものの、小藩の領地に加えて、各藩の飛地も多く、幕府代官支配領もあり、現在でも、村単位による江戸期の詳細な領有関係は確定できていない。

松原市立布忍小学校

21世紀への学びの発信

人権を基礎に、地域と結んだ6年間の総合学習「ぬのしょう、タウンワークス」授業だけでなく学校全体を改革するそのカリキュラムを詳細に紹介し、考え方の原点を解説する。

中野陸夫・長尾彰夫編著

解放出版社

A5判、230頁

2,200円(＋税)

